

# C.S.パースの哲学と規範的科学論

阿部晃大

東京大学大学院経済学研究科博士課程

本発表は以下のような現状理解・作業仮説に基づいている。(1)論理実証主義やその変種の限界を乗り越える形で発展してきた科学論において、望ましい知識（の探究）の資格についての領域一般に妥当する規範的言明の追究が下火になっている。(2)経済学の哲学においては、単純化された仮定を多く含む経済理論と対象との明白でない関係の性格を問う必要性から、科学者共同体において自覚的に採用されているものとは異なる手続きを用いて科学に関わる規範を導出する試みが散見されるが、十分に洗練されているとは言えない。(3)論理実証主義を乗り越えるという発展経路に依存したが故に、十分に顧みられなかった規範的科学論の可能なあり方があるのではないか。

そして、今年が没後 100 年にあたる C.S.パースの哲学の内に、本格的に検討されてこなかった規範的科学論の可能性の芽を試論的に探ることが本発表の課題である。

なお、論理実証主義が端から排除したが故に顧みられづらくなった議論としては、（我々が住むこの世界が実際にどのような抽象度の高い性格を備えているかを明らかにするような）形而上学的主張へ（経験的な証拠収集の完了に対して）先取的にコミットし、体系の重要な一部として含める側面を念頭に置いている。

パースの哲学が含む有効な議論として、今回の発表で強調したい特徴をまとめると、①合理的説得可能性の要請論としてその体系が展開されていること、②望む事態実現の追究一般とその特殊な形態である真理の獲得追究とを区別し、それぞれの探究は性格が異なる規範に従う余地があるとする点、③探究の意義を目的に合った習慣形成の促進という点に見出し、(Truth-bearer たる) 習慣が上手く機能するかという観点で (Truth-maker たる) 実在との対応関係を考えていること、の三点となる。

このうち①が、形而上学的主張への先取的コミットに相当する部分だ。パースは探究の根本的な原理として、この世界が説明し尽くせるものであることを要請し、それを正しい原理として受け入れることを勧める。その理由の一つとして、パースは、何が事実かについて他者と信念の齟齬が生じた際に、それを世界のあり方に即して解決する余地があることを望む態度を、社会的衝動として持ち出す。つまり、信念が異なる他者と何が事実であるかについて説得し合う文脈に焦点をあて、その文脈にコミットする限り予め前提することに問題が生じないような性格を持った形而上学的主張を差し当たり疑う余地のない統制的原理として先取すべきとする側面を含み持っている。

なお、パースがその原理を擁護する理由はこれだけではなく、この世界が望ましい状態に向かって目的論的に進化するという世界観にも支えられているが、本発表では、このような目的論的世界観と切り離れた形でその主張の妥当性を検討する。

経験的な証拠の集積完了に先立って形而上学的主張へコミットするとはいえ、パースの哲学説は経験との整合性に重きを置いている。あらゆる経験は、解釈抜きには判

断形式を備えた信念とはならず、人は不可謬の知識を持つことは出来ないが、信念の変更は状況に応じた振る舞い方（習慣）を変えるとされ、それが生む結果が期待に沿うかに応じて信念を實在のあり方と対応する形へ改善していく余地があり、そうした習慣形成を自己統御的になすことで、あらゆる経験との整合性を考慮し得るとされる。

實在のあり方を生得的にないし経験から即座に知る能力を持たない場合、信念を経験の蓄積に応じて、實在と対応する習慣へ改善していく余地がある為には、（既得の習慣に介入し、世界に効果を生む習慣を自己統御的に変更する余地があることの他に、）未来に渡って同等な形式で作用する普遍者が實在する必要がある。パースは積極的に普遍者の實在にコミットし、普遍者の記号として、その普遍者の影響を受けた経験を十分に積み重ねることが出来るならば、アブダクション・演繹・帰納といった推論を統御的に展開することで實在と対応した知識を獲得する余地がある。このように、パースは知識の対象として、確定済みの事実から未来の実現の仕方を媒介する普遍者を重視し、未来の実現の仕方に関わらない性格のもの一切は知識の対象から排除する。

他方、普遍者により部分的に生成の仕方が規定され、非物理的な過程によって確定される個別的な事態は、軽視される訳でなく、目的追求において望ましい事態が実現される場として捉えられている。そしてパースは、探究が、そうした場と独立の領域で成立する何かではなく、この世界の個別の事態において成立することを求めて展開されると考える。世界のあり方と完全に対応する習慣の獲得も目指される事態の特殊なケースとして考えられている。實在と対応した真理の獲得は一般的な目的の追求に必須でないが、その文脈でも信念が實在と適合する度合いを評価可能ならば役に立つ。

結局、要請論は、未来をより良いものにする意図を持った主体の間で説得が必要となる文脈において、可能な限り世界のあり方に即した知識に基づいて（＝合理的に）説得をなすことが出来ることを要請していると敷衍することが出来る。目的論的な世界観抜きで、その要請を擁護する論理は単純で概要は以下の通り。實在と対応する知識を持ちえない世界の構造ないし、人間の能力的に持ちえない場合には、説得の文脈における決定の恣意性を排除するより良いやり方が存在しない為、合理的説得可能性を説得の文脈における前提として受け入れることにはリスクがないとするものだ。

なお、合理的説得可能性を認めることは、常に真理の探究に社会的資源を割くべきとか、現実の科学が實在と対応する真理を生んでいる等の主張を意味しない。現実の科学は真理の獲得を目指す探究だけでなく、より一般的な目的に照らしてなされる探究を含む。例えば、理想化された仮定を含むモデルや理論を扱いやすさ等の観点から近似的知識として獲得することは一般的になされる。よって、真理の探究において妥当する規範があらゆる探究で採用されるべきとは言えないし、形而上学的主張と齟齬をきたす理論は（真理の仮説としてならば話は別だが、）科学における仮説として即座に棄却されるべきものと言うことも出来ない。探究の種類に応じて規範は異なり得る。

パースの哲学が備える超越論的論証に依拠して形而上学説を導入するような性格は、N.カートライトの潜在能力の普遍性を擁護する際の議論や R.バスキアの批判的實在論にもみられる。両者との比較についても扱う時間があれば、触れたい。

また、パースの哲学から学ぶ余地があるとした立場を規範的科学論の妥当な可能性として主張する為の課題としては、様々な現象との整合性の精査が挙げられるだろう。